

第 3 号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事 業 者 排 出 量 削 減 計 画 書

	☐ 新規 ☒ 変更
(宛 先) 京都府知事	令和 6 年 7 月 31 日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	京都府 京都府知事 西脇 隆俊 電話番号： 075-414-4830

主たる業種	都道府県機関					細分類番号	9	8	1	1
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則					☒ 第12条第 1 項第 1 号 ☐ 第12条第 1 項第 2 号又は第 3 号 ☒ 第12条第 1 項第 4 号				
計 画 期 間	令和 5 年 4 月から令和 8 年 3 月まで									
基 本 方 針	京都府の事務事業から排出する温室効果ガス量を令和12年度までに平成25年度比で50%削減する。									
計画を推進するための体制	知事を本部長とする京都府地球温暖化対策推進本部を核に取組を推進する。									
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温 室 効 果 ガ ス の 排 出 の 量		基準年度 (令和 2 ～ 4 年度)	第 1 年度 (令和 5 年度)	第 2 年度 (令和 6 年度)	第 3 年度 (令和 7 年度)	増 減 率			
			事 業 活 動 に 伴 う 排 出 の 量	72,034.1 トン	70,760.6 トン	68,321.3 トン	65,789.6 トン	-5.2	パーセント	
			評 価 の 対 象 と な る 排 出 の 量	76,781.6 トン	67,661.5 トン	65,222.2 トン	62,690.3 トン	-15.1	パーセント	
	目 標 の 根 拠		照明等のLED化や設備更新等による削減。							
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原 単 位 の 指 標	基準年度 (令和 4 年度)	第 1 年度 (令和 5 年度)	第 2 年度 (令和 6 年度)	第 3 年度 (令和 7 年度)	増 減 率			
	事務所	事業活動に伴う排出の量 (床面積/100)	3.89	3.82	3.69	3.55	-5.23	パーセント		
		事業活動に伴う排出の量 ()						パーセント		
	原 単 位 の 指 標 及 び 目 標 の 根 拠		照明等のLED化や設備更新等による削減。							
重 点 的 に 実 施 す る 取 組 の 実 施 計 画			基準年度 (令和 4 年度)	第 1 年度 (令和 5 年度)	第 2 年度 (令和 6 年度)	第 3 年度 (令和 7 年度)	備 考			
			0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント				
具体的な取組及び措置の内容	令和 5 年度		エコオフィス活動の推進。夏季、冬季における節電対策。計画的な設備改修の実施。							
	令和 6 年度		エコオフィス活動の推進。夏季、冬季における節電対策。計画的な設備改修の実施。							
	令和 7 年度		エコオフィス活動の推進。夏季、冬季における節電対策。計画的な設備改修の実施。							
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措 置 の 内 容		本庁舎においては、マイカー通勤を原則禁止し、公共交通機関の利用を進める。							
	上 記 の 措 置 を 採 用 す る 理 由		本庁舎の職員は特別の事情がない限り自転車や公共交通機関により通勤しており、取組が浸透しているため。							
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分		第 1 年度 (令和 5 年度)	第 2 年度 (令和 6 年度)	第 3 年度 (令和 7 年度)	備 考				
				トン	トン	トン				
	森 林 の 保 全 及 び 整 備 に よ る も の			トン	トン	トン				
	地 域 産 木 材 の 利 用 に よ る も の			トン	トン	トン				
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの			トン	トン	トン				
	グリーン電力証書等の購入によるもの			トン	トン	トン				
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの			トン	トン	トン				
合 計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン						
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・ 京都府地球温暖化対策条例に基づく施策展開。 ・ 年 1 回の環境フェスティバルの開催など。 ・ 府自らも屋上緑化や太陽光発電設備の設置、森林資源の有効利用などを実践。									
特記事項	超過削減量について、令和5年度に3099.1トン、令和6年度に3099.1トン、令和7年度に3099.3トン差引に使用する。									

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の 3 年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。